



歳からスタート

国民年金



20 歳になると、いよいよ大人の仲間入りです。いろいろな権利や義務が、大人として伴うこととなります。その中のひとつに「年金」があります。日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方は、全員加入しなければなりません。

「年金」とは、いわば自分の老後のための積立預貯金です。現役世代のときに毎月保険料を負担し、老後に終生「年金」として受け取ることのできる公的な所得保障の制度であり、世代間での扶養を基本に成り立っています。

20歳になると…
国民年金(第1号被保険者)の加入手続きが始まります

加入手続きの流れは…

1
20歳の誕生日の前月になると、社会保険事務所から国民年金加入手続きのお知らせが届きます。それに同封されている資格取得届に記入し、社会保険事務所に返送します。



2
加入手続きの受付が終了すると年金手帳が送付されます。この年金手帳には「基礎年金番号」などが記載されています。基礎年金番号は、これから先の年金制度の加入変更(例えば、学生会社員 自営)に常にともなっていくものです。手帳は大切に保管しましょう。



次は

3
第1号被保険者の方には、国民年金保険料納付書が送付されます。納付書は、各月分ごとにつづつてあります。ご自分でお近くの金融機関、郵便局、コンビニでお支払いください。納付を忘れないために「自動口座振替」をおすすめします。ご利用の金融機関でお申し込みください。

すでに社会人となつて、厚生年金や共済年金に加入している方は、手続きは不要です。



学生納付特例制度 保険料免除制度

学生納付特例制度

学生(夜間・定時制・通信過程・各種学校を含む。ただし、予備校は除く。)の方は、申請すると保険料の支払が猶予される制度です。ただし、学生の方でも前年に所得があった方は、所得基準による制限があります。